

▼INDEX

- 1 新規上場銘柄の値動き
 - 2 上場会社動画配信情報
 - 3 証券取引等監視委員会コラム
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。

3 証券取引等監視委員会コラム

適格機関投資家等特例業務届出者への金商法違反行為緊急差止命令について(その 1)

今回は、適格機関投資家等特例業務届出者による金融商品取引法違反行為に対して、当委員会が、札幌地方裁判所に対して、金商法第 192 条第 1 項に基づく緊急差止命令の申し立てを行い、同裁判所より申し立ての内容どおり、被申立人らに対し、差止命令が下された事案をご紹介します。

(1) 申し立ての内容等

当委員会及び北海道財務局長は、ジャパンリアライズ株式会社(札幌市中央区、代表取締役社長 鎌田範明、資本金 5,000 万円、役職員約 20 名、適格機関投資家等特例業務届出者。金融商品取引業の登録はない。)に対して、金商法第 187 条に基づく調査を行った。

適格機関投資家等特例業務届出者は、法律上、機関投資家一名以上のほかには 49 名以下の一般投資家に対しての募集しか行えず、また、機関投資家一名以上及び 49 名以下の一般投資家からの出資の運用のみを行うことができる。

こうした中、ジャパンリアライズ株式会社並びに当社の代表取締役鎌田範明及び従業員勝見直人は、平成 20 年 11 月ころから平成 23 年 4 月までの間、合計 20 本の組合契約(以下「JR ファンド」という。)の持分の私募を行い、その出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JR ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。

しかしながら、

イ) JR ファンドは、先に述べた適格機関投資家等特例業務の私募の要件として、6 か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者(一般投資家)は、通算

49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募は、いずれもこの要件を満たしていない。

この募集行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」でなければ行ってはならないものであり、同業は、登録を要件とするが、この登録を行わずに、募集を行っている以上、ジャパンリアライズ社及び二名の行為は、無登録の募集として同法第29条に違反する違法行為である。

ロ) JRファンドは、特例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関投資家一名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成21年8月以降、49名を超え、平成23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。

この運用行為は、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、登録業である投資運用業者でなければ行ってはならないものであり、ジャパンリアライズ社及び二名は、無登録で上記の運用を行っている以上、同法第29条に違反する違法行為である。

このように、ジャパンリアライズ社及び二名は、金商法違反行為である無登録での第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っていた訳であるが、では、法の要件を満たすために、登録を求めればよいのではないかと、この見方をされる方もおられるかもしれない。

しかし、以下の観点から、ジャパンリアライズ社及び二名による違法行為を即時に差し止めなければ、公益・投資者の保護のために緊急を要する場合であると認められた。

すなわち、

ハ) ジャパンリアライズ社及び二名は、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。

これは、つまり、平たく言うと「タコ配」状態ということであり、投資家の側から見ると、配当上限額を超えたと称して一定額の配当を受け取っているから、十分な運用益が出ていると思込むおそれがあるのだが、実情は、運用益があがっておらず、払い込まれた出資金を取り崩して配当している状況にあるうえ、従業員への報酬等への散逸も認められているということである。したがって、このまま放置すれば、この配当支払いはいずれ立ち行かなくなり、出資金が戻ってこない投資家が出るおそれがあるということである。

ニ) ハ) の状況にもかかわらず、ジャパンリアライズ社及び二名は、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJRファンドの勧誘を企画していたところで

ある。

こうしたことから、当委員会は、ジャパンリアライズ社及び二名を被申立人として、札幌地方裁判所に対して、金商法第 192 条第 1 項に基づく緊急差止命令の申し立てを行ったものである。

(2) 裁判所による緊急差止命令の発令

札幌地方裁判所は、被申立人等に対する審問を経て、5 月 13 日に、申立ての内容通り、下記の命令を下した。

イ)被申立人らは、いずれも金融商品取引法第 29 条所定の登録(ただし、業務の種別を第二種金融商品取引業とするもの)その他同法所定の適式の登録を受けずに、同法 2 条 2 項 5 号又は 6 号に掲げる権利について、同条 3 項に規定する有価証券の募集又は私募(ただし、同法 63 条 1 項に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

ロ) 被申立人らは、いずれも金融商品取引法第 29 条所定の登録(ただし、業務の種別を投資運用業とするもの)その他同法所定の適式の登録を受けずに、同法 2 条 8 項 15 号に規定する金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、同条 2 項 5 号又は 6 号に掲げる権利を有するものから出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(ただし、同条 8 項柱書きにより金融商品取引業から除かれる行為、同法 63 条 1 項 2 号に掲げる行為及び被申立人らが行った同法 2 条 2 項 5 号又は 6 号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用に関する取引を結了する目的の範囲内の行為は除く。)を業として行ってはならない。

今回は、本件の持つ、投資家の方々へのメッセージを、本件申立ての後日談も含めてご紹介することとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984 年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009 年金融庁総務企画局市場課長。2010 年 7 月 30 日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>